

公益社団法人秦野市シルバー人材センター配分金規約

(平成5年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う、配分金（センター、会員及びセンターを通じて会員に業務を委託する者（発注者）との三者による新しい契約関係（三者間の包括的契約）においては、会員業務委託料。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。

(支払方法)

第2条 センターは就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、会員の申出により口座振替の方法により支払うこともできるものとする。

(支払い日の原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合に、原則としてその月の1日から末日までの配分金を翌月28日に支払うものとする。ただし、支払日が土曜日又は日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）にあたる時は、その日の前日とする。

2 前項の規定にかかわらず、仕事の完成後その仕事に対する配分金を会員が特に請求した場合には、当該請求に係わる配分金を速やかに支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、近隣市町村における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮し理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、配分金について必要な事項は理事長が定め理事会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。